

選挙に関する事項

1) 選挙管理委員会規約

第1条（選挙管理委員会の設置）

1. 会則第14条第2項に基づき、評議員の選挙が実施される1年前に選挙管理委員会を設置する。
2. 選挙管理委員会は理事会において理事・監事を除く会員から3名を選出し、理事長が委嘱する。
3. 委員長は委員の互選により決定する。

第2条（評議員選挙の公示）

1. 選挙管理委員会は、投票締切り日を決定し、会員へ公示する。
2. 投票締切り日は年度末の3か月前とする。
3. 選挙管理委員会は選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、選挙の1か月前に選挙人（会員）へ送付する。
 - 1) 6年間継続して理事・評議員に就任している者は被選挙人名簿から削除する。
 - 2) 上記1)の理由により被選挙人名簿から削除されていた者のうち、その期間が3年以上経過した者は再び被選挙人名簿に入れる。

第3条（評議員選挙の投票）

1. 投票は郵送によって行い、投票用紙、投票用紙密封封筒および投票用封筒を選挙人へ送付する。
2. 投票締切り日の消印は有効とする。
3. 投票は地区ごとに定められた人数とする。地区ごとの人数は別に定める。

第4条（評議員選挙の開票）

1. 開票は選挙管理委員全員が立会いのもとで行う。
2. 開票用紙に規定数以下の印をつけた場合は有効票として取り扱う。
3. 投票用紙に規定数を超過して印をつけた場合はすべて無効とする。
4. 指定された印以外の場合は無効とする。

第5条（評議員候補者名簿の作成）

選挙管理委員会は、得票数上位の者から順に定数枠数を評議員候補者として、50音順の名簿を作成し、理事長へ報告する。

第6条（評議員次点者名簿の作成）

1. 選挙管理委員会は、次点者の名簿を作成し、理事長へ報告する。
2. 次点者の名簿は、理事長が次の選挙まで、鍵のかかる場所に保管する。

第7条（理事・監事選挙の投票）

1. 投票は郵送によって行い、投票用紙、投票用紙密封封筒および投票用封筒を選挙人へ送付する。
2. 投票締切り日の消印は有効とする。
3. 投票は、別に定められた理事定数と、監事2名とする。

第8条（理事・監事選挙の開票）

1. 開票は選挙管理委員会全員が立会いのもとで行う。
2. 開票用紙に規定数以下の印をつけた場合は有効票として取り扱う。
3. 投票用紙に規定数を超過して印をつけた場合はすべて無効とする。
4. 指定された印以外の場合は無効とする。

第9条（理事・監事候補者名簿の作成）

選挙管理委員会は、得票数上位の者から順に定数枠数を理事・監事候補者として、50音順の名簿を作成し、理事長へ報告する。

第10条（理事・監事次点者名簿の作成）

1. 選挙管理委員会は、理事・監事次点者の名簿を作成し、理事長へ報告する。
2. 次点者の名簿は、理事長が次回の選挙まで、鍵のかかる場所に保管する。

第11条（規約の改正）

本規約の改正は、理事会の決議により行う。

付 則

1. この規約は1997年7月19日より施行する。
2. この規約は2000年6月17日一部改正実施する。
3. この規約は2012年7月13日一部改正実施する。
4. この規約は2015年6月14日一部改正実施する。
5. この規約は2017年3月26日一部改正実施する。
6. この規約は2020年10月16日一部改正実施する。
7. この規約は2021年7月27日一部改正実施する。

2) 評議員選出規約

第1条（総則）

会則第14条（評議員）第2項に定める評議員選出に関して定めるものである。

第2条（定数）

評議員定数は正会員数の約5%(四捨五入)とする。

第3条（被選出資格）

評議員の被選出者となる資格は、正会員となって3年以上を経過し、選挙公示の日までにその年度の会費を完納していることとする。

第4条（選挙資格）

評議員を選出する選挙資格は、正会員となって1年以上を経過し、選挙の公示までにその年度の会費を完納していることとする。

第5条（評議員候補者の承認）

理事長は、選挙管理委員会の報告と理事長推薦の評議員候補者について理事会に諮り、承認を得る。

第6条（評議員の決定）

1. 理事長は、理事会の承認後に評議員候補者に対して就任の承諾を確認する。就任の承諾については別途取り決めに示す。
2. 評議員就任を辞退する者がある場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第7条（欠員）

評議員の任期中に辞任等により欠員が生じた場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、理事会の決議により行う。

付 則

1. この規約は1997年7月19日より発効する。
2. この規約は2000年6月17日一部改正実施する。
3. この規約は2012年7月13日一部改正実施する。
4. この規約は2015年6月14日一部改正実施する。
5. この規約は2017年3月26日一部改正実施する。
6. この規約は2020年10月16日一部改正実施する。

3) 理事選出規約

第1条（総則）

この規約は本会会則第13条第2項に定める理事の選出に関して定めるものである。

第2条（定数・選出）

1. 理事は15名（理事長，副理事長を含む）とする。
2. 理事の選出は，新評議員による理事定数の連記により行う。
3. 投票は選挙管理委員会規約の第7条（理事・監事選挙の投票）に準じて実施する。
4. 理事及び監事に選出された者は，監事を優先する。

第3条（理事長推薦理事）

新理事長は必要に応じ，上記選出方法とは別に評議員の中から若干名を理事として理事会に推薦することができる。

第4条（理事候補者の承認）

理事長は，選挙管理委員会から報告された理事候補者および理事長推薦理事候補者を理事会に諮り，承認を得る。

第5条（理事の決定）

1. 理事長は，理事会の承認後に理事候補者に対して，就任の承諾を確認する。
2. 理事就任を辞退する者がある場合は，次点者から補充し，理事会で審議のうえ決定する。

第6条（欠員）

理事の任期中に辞任等により欠員が生じた場合は，次点者から補充し，理事会で審議のうえ決定する。

第7条（規約の改正）

本規約の改正は，理事会の決議により行う。

付 則

1. この規約は1997年7月19日より施行する。
2. この規約は2000年6月12日一部改正実施する。
3. この規約は2010年6月4日一部改正実施する。
4. この規約は2012年7月13日一部改正実施する。
5. この規約は2015年6月14日一部改正実施する。
6. この規約は2017年3月26日一部改正実施する。
7. この規約は2020年10月16日一部改正実施する。

4) 監事選出規約

第1条（総則）

この規約は本会会則第15条第2項に定める監事の選出に関して定めるものである。

第2条（定数・選出）

1. 監事は2名とする。
2. 監事の選出は、新評議員による監事定数の連記により行う。
3. 投票は選挙管理委員会規約の7条（理事・監事選挙の投票）に準じて実施する。
4. 監事および理事に選出された者は、監事を優先する。

第3条（監事候補者の承認）

理事長は選挙管理委員会から報告された監事候補者を理事会に諮り、承認を得る。

第4条（監事の決定）

1. 理事長は、理事会の承認後に監事候補者に対して、就任の承諾を確認する。
2. 監事就任を辞退する者がある場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第5条（欠員）

監事の任期中に辞任等により欠員が生じた場合は、次点者から補充し、理事会で審議のうえ決定する。

第6条（規約の改正）

本規約の改正は、理事会の決議により行う。

付 則

1. この規約は1997年7月19日より施行する。
2. この規約は2000年6月12日一部改正実施する。
3. この規約は2010年6月4日一部改正実施する。
4. この規約は2012年7月13日一部改正実施する。
5. この規約は2015年6月14日一部改正実施する。
6. この規約は2017年2月13日一部改正実施する。
7. この規約は2017年3月26日一部改正実施する。
8. この規約は2020年10月16日一部改正実施する。

3. その他細則等

1) 名誉会員に関する細則

第1条

会則第5条3項の3)に基づき細則を定める。

第2条

名誉会員になることができる者は、次の各項のいずれかに該当し、原則70歳以上の者とする。

1. 日本看護診断学会の進歩・発展に多大な貢献をしたもの。
2. 以下の条件のいずれか2つ以上を満たす者
 - (1) 理事長あるいは副理事長に在職した者
 - (2) 理事に2期以上在職した者
 - (3) 学術大会長を務めた者

第3条

名誉会員を推薦できる者は評議員とする。

第4条

名誉会員の推薦・決定は以下の手続きによる。

1. 名誉会員を推薦しようとする評議員は、毎年度2月末までに、推薦書(様式自由)を理事長に提出する。
2. 理事長は推薦書等を理事会へ提出し、理事会の審議を経て、評議員会及び総会に諮り決定する。

第5条

名誉会員の処遇は以下とする。

1. 年会費の納入を要しない。
2. 役員の本選挙権及び選挙権は有しない。
3. 学会誌及びニュースレターの送付を受ける。
4. 大会への参加及び研究発表をすることはできるが、参加費、交通費、宿泊費は自弁とする。ただし、推薦される年度の学術大会および懇親会は学会が招待し、交通費、宿泊費は学会が負担する。

第6条

本細則の改正は、理事会の決議により行う。

付 則

1. この細則は2000年6月12日より施行する。
2. この細則は2008年12月21日一部改正実施し、2008年4月から適用する。
3. この細則は2010年7月18日一部改正実施する。

4. この細則は 2012 年 7 月 13 日一部改正実施する.
5. この細則は 2015 年 6 月 14 日一部改正実施する.
6. この細則は 2017 年 12 月 10 日一部改正実施する.
7. この細則は 2020 年 10 月 16 日一部改正実施する.